

国立大学法人岡山大学職員俸給の調整額支給内規

〔平成28年11月29日〕
 学 長 裁 定
 改正 平成30年 1月30日
 改正 平成30年12月 4日
 改正 令和 元年12月 2日
 改正 令和 4年12月 1日
 改正 令和 5年 1月26日

(趣旨)

第1条 国立大学法人岡山大学職員給与規則(平成16年4月1日岡大規則第14号。以下「給与規則」という。)第3条に定める俸給の調整額の支給については、別に定める場合を除き、この内規に定めるところによる。

(調整基本額)

第2条 給与規則第3条第2項に別に定める調整基本額は、俸給表及び職務の級に応じて、次表に定める額とする。

イ 一般職員俸給表(一)

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	6, 600円
2 級	8, 500円
3 級	9, 600円
4 級	10, 200円
5 級	10, 600円
6 級	11, 200円
7 級	12, 100円
8 級	12, 700円
9 級	14, 300円
10 級	15, 900円

ロ 一般職員俸給表(二)

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	6, 000円
2 級	7, 400円
3 級	8, 500円
4 級	8, 700円
5 級	9, 600円

ハ 教育職員俸給表（一）

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	9,000円 ただし、1号俸8,005円、2号俸8,100円、 3号俸8,190円、4号俸8,280円、5号俸8,361円、 6号俸8,469円、7号俸8,577円、8号俸8,685円、 9号俸8,797円、10号俸8,910円
2 級	10,500円 ただし、1号俸9,904円、2号俸10,008円、 3号俸10,107円、4号俸10,206円、5号俸10,300円、 6号俸10,395円、7号俸10,494円
3 級	11,900円
4 級	12,700円
5 級	15,000円

ニ 教育職員俸給表（二）

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	9,000円 ただし、1号俸7,398円、2号俸7,465円、 3号俸7,533円、4号俸7,600円、5号俸7,672円、 6号俸7,758円、7号俸7,839円、8号俸7,920円、 9号俸7,996円、10号俸8,091円、11号俸8,181円、 12号俸8,266円、13号俸8,352円、14号俸8,446円、 15号俸8,541円、16号俸8,635円、17号俸8,734円、 18号俸8,838円、19号俸8,950円
2 級	11,100円 ただし、1号俸9,333円、2号俸9,409円、 3号俸9,481円、4号俸9,558円、5号俸9,639円、 6号俸9,711円、7号俸9,787円、8号俸9,859円、 9号俸9,940円、10号俸10,026円、11号俸10,111円、 12号俸10,197円、13号俸10,264円、14号俸10,354円、 15号俸10,444円、16号俸10,534円、17号俸10,615円、 18号俸10,737円、19号俸10,858円、20号俸10,980円、 21号俸11,097円
特2級	11,500円
3 級	11,900円
4 級	13,100円

ホ 医療職員俸給表

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	6, 200 円
2 級	8, 000 円
3 級	9, 100 円
4 級	9, 700 円
5 級	10, 500 円
6 級	11, 300 円
7 級	12, 200 円
8 級	13, 800 円

へ 看護職員俸給表

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	8, 100 円 ただし、1号俸7, 645円, 2号俸7, 708円, 3号俸7, 776円, 4号俸7, 839円, 5号俸7, 902円, 6号俸7, 969円, 7号俸8, 037円
2 級	9, 400 円 ただし、1号俸8, 865円, 2号俸8, 950円, 3号俸9, 040円, 4号俸9, 126円, 5号俸9, 220円, 6号俸9, 310円
3 級	9, 700 円
4 級	10, 000 円
5 級	10, 400 円
6 級	11, 600 円
7 級	12, 500 円

(定年延長適用後の調整基本額)

第3条 前条の規定にかかわらず、給与規則附則（令和5年4月1日施行）第4項の規定の適用を受ける職員の調整基本額は、俸給表及び職務の級に応じて、次表に定める額とする。

イ 一般職員俸給表（一）

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	4, 600 円
2 級	6, 000 円
3 級	6, 700 円
4 級	7, 100 円

5 級	7, 400 円
6 級	7, 800 円
7 級	8, 500 円
8 級	8, 900 円
9 級	10, 000 円
10 級	11, 100 円

ロ 一般職員俸給表（二）

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	4, 200 円
2 級	5, 200 円
3 級	6, 000 円
4 級	6, 100 円
5 級	6, 700 円

ハ 教育職員俸給表（一）

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	6, 300 円 ただし、1号俸5, 600円, 2・3号俸5, 700円, 4号俸5, 800円, 5・6号俸5, 900円, 7号俸6, 000円, 8号俸6, 100円, 9・10号俸6, 200円
2 級	7, 400 円 ただし、1号俸6, 900円, 2号俸7, 000円, 3・4号俸7, 100円, 5号俸7, 200円, 6・7号俸7, 300円
3 級	8, 300 円
4 級	8, 900 円
5 級	10, 500 円

ニ 教育職員俸給表（二）

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	6, 300 円 ただし、1・2号俸5, 200円, 3・4号俸5, 300円, 5・6号俸5, 400円, 7・8号俸5, 500円, 9号俸5, 600円, 10・11号俸5, 700円, 12・13号俸5, 800円, 14号俸5, 900円, 15・16号俸6, 000円, 17号俸6, 100円, 18号俸6, 200円
2 級	7, 800 円 ただし、1号俸6, 500円, 2・3号俸6, 600円,

	4・5号俸6, 700円, 6号俸6, 800円, 7・8号俸6, 900円, 9・10号俸7, 000円, 11・12号俸7, 100円, 13・14号俸7, 200円, 15号俸7, 300円, 16・17号俸7, 400円, 18号俸7, 500円, 19号俸7, 600円, 20号俸7, 700円
特2級	8, 100円
3級	8, 300円
4級	9, 200円

ホ 医療職員俸給表

職務の級	調整基本額
1級	4, 300円
2級	5, 600円
3級	6, 400円
4級	6, 800円
5級	7, 400円
6級	7, 900円
7級	8, 500円
8級	9, 700円

ヘ 看護職員俸給表

職務の級	調整基本額
1級	5, 700円 ただし, 1・2・3号俸5, 400円, 4・5号俸5, 500円, 6・7号俸5, 600円,
2級	6, 600円 ただし, 1号俸6, 200円, 2・3号俸6, 300円, 4号俸6, 400円, 5・6号俸6, 500円
3級	6, 800円
4級	7, 000円
5級	7, 300円
6級	8, 100円
7級	8, 800円

附 則

この内規は、平成28年12月1日から施行する。ただし、この内規の施行の日に在職する職員については、この内規の規定を平成28年4月1日から適用する。

附 則

この内規は、平成30年2月1日から施行する。ただし、この内規の施行の日に在職する職員については、この内規の規定を平成29年4月1日から適用する。

附 則

この内規は、平成30年12月4日から施行する。ただし、平成30年12月1日に在職する職員については、この内規の規定を平成30年4月1日から適用する。

附 則

この内規は、令和元年12月2日から施行する。ただし、令和元年12月1日に在職する職員については、この内規の規定を平成31年4月1日から適用する。

附 則

この内規は、令和4年12月1日から施行する。ただし、令和4年12月1日に在職する職員については、この内規の規定を令和4年4月1日から適用する。

附 則

この内規は、令和5年4月1日から施行する。